

府令・復興庁令

○内閣府令第一号

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二第一項第一号の規定に基づき、復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置法施行規則
福島復興再生特別措置法第十七条の二第一項第一号の復興庁令・内閣府令で定める基準は、平成二十三年十二月二十六日に原子力災害対策本部(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部をいう)において決定されたステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について示された国の避難指示を解除するための要件を踏まえ、住民が受ける年間積算線量について、二十ミリシーベルトであることとする。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第二号

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二第一項、第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第六条第一項、第十七条の四第一項、第十七条の十六第一項、第二十条第一項及び第四項、第三十三条の二第一項並びに第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十四年復興庁令第三号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (Amendment After) and 改正前 (Amendment Before). Both columns contain Article 2 regarding environmental preparation work implementation methods for living environment improvement projects.

- 3 内閣総理大臣は、生活環境整備事業(法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。)の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に對し協力を求めることができる。
4 「略」
(特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請)
第二条の二 法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域市町村(以下「特定避難指示区域市町村」という。)の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一の二による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。
一 特定復興再生拠点区域(法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。以下この号及び次号において同じ。)に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定復興再生拠点区域を表示した付近見取図
二 特定復興再生拠点区域が法第十七条の二第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであることを示す書類
三 特定復興再生拠点区域復興再生計画(法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。)の工程表及びその内容を説明した文書
四 法第十七条の二第三項の規定により特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載している場合にあっては、同条第四項に規定する同意を得たことを証する書類

- 3 内閣総理大臣は、生活環境整備事業(法第十七条に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。)の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に對し協力を求めることができる。
4 「同上」
「条を加える。」